

高架下利用計画について

高架下利用計画については、関係法令及び通達に従い、高速道路会社、関係地方公共団体等の要望や意見を聴取した上で、高架下占用が、土地利用計画、土地利用状況等を踏まえ、街づくりの観点等から高架下の積極的な利用が必要と認められる場合であって、道路管理上支障がない場合に認められるものであることに留意して策定するものとする。

今回の高架下利用計画は、以下のとおり中日本高速道路株式会社管内1件、西日本高速道路株式会社管内1件、阪神高速道路株式会社管内1件、本州四国連絡高速道路株式会社管内1件で、合計は4件となっている。

今回の審議事項一覧

	高架下利用計画（案）	高架下利用部分	占用用途	占用主体
1	高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線高架下利用計画（刈谷市区間）（案）	刈谷高架橋下	自動車駐車場	刈谷市
2	高速自動車国道四国横断自動車道阿南中村線高架下利用計画（高松市区間）（案）	上下所第一橋、第二橋及び第三橋下	自動車駐車場	西日本高速道路(株)
3	兵庫県道高速湾岸線高架下利用計画（西宮市区間）（案）	甲子園浜高架下	自動車駐車場	阪神高速道路(株)
4	一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））高架下利用計画（神戸市区間）（案）	西神高架橋下	自動車駐車場	本州四国連絡高速道路(株)